

処遇改善加算等の取得状況について



当法人では、福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）と福祉・介護職員等特定処遇改善加算の両方を取得しています。

福祉・介護職員処遇改善加算

介護職員の賃金改善のために平成 24 年に創設されました。

その後、昇給につながるキャリアアップの制度のしくみを構築し介護職員の資質を向上させることや労働環境を整備することで介護職員の定着をはかることで加算を充実させてきました。

当法人では下記の取り組みを行っており、要件Ⅰを満たしております。

1. キャリアアップの要件

- 職員の職位、職責又は勤続年数等に応じた任用等の要件を定めています
- 就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、当法人の職員に周知しています。

2. 職場環境等の要件

■ 入職促進に向けた取り組み

- ・ 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築

■ 資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ・ 働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援

■ 両立支援・多様な働き方の推進

- ・ 有給休暇が取得しやすい環境の整備

■ 腰痛を含む心身の健康管理

- ・ 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業者のための休憩室の設置等健康管理対策の実施

■ やりがい・働きがいの構成

- ・ 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施

特定処遇改善加算

現行の福祉・介護職員等特定処遇加算に加え、2019年度から福祉・介護職員等特定処遇加算が創設されました。従来の処遇改善加算に加え、キャリア（経験・技能）のある介護職員に対し、さらなる処遇改善を行うものです。